

# 京都市まちの美化推進事業団定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、京都市まちの美化推進事業団（以下「推進事業団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 推進事業団は、事務所を京都市に置く。

(目 的)

第3条 推進事業団は、市民、事業者、行政が相互に協調・協力する協働の精神に則り、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例第6条の規定により策定された美化推進等総合計画に基づき、京都市全域における散乱の防止等による都市の美化を推進し、国際文化観光都市としての良好な環境の形成及び地域経済の健全な発展に資するための有効な事業を実施すること目的とする。

(事 業)

第4条 推進事業団は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 都市の美化を推進するための有効な手法の開発
- (2) 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに飲料容器の再利用のための有効な手法の開発
- (3) 散乱の防止等を図るための啓発事業の定期的実施
- (4) 一斉清掃等美化実践活動の定期的実施
- (5) 街頭ごみ容器及び啓発看板の設置等の事業の実施
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業の実施